

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 179 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 193 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 実 施 機 関：健康福祉部 こども・女性局 こども家庭課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：親が子に対して行う授乳行為が親権・監護権を行使する上での日常生活上の世話に該当すると合理的に解釈できる情報又はそのように解釈することが社会通念上妥当と思われる情報
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不 開 示 理 由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

○ 行政文書の不存在について

異議申立人は、「親が子に対して行う授乳行為が親権・監護権を行使する上での日常生活上の世話に該当すると合理的に解釈できる情報又はそのように解釈することが社会通念上妥当と思われる情報」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

授乳行為は、親が乳幼児の世話をする場合において日常的に行われる行為であると考えられるが、本件開示請求は、「親権・監護権を行使する上での日常生活上の世話」に係るものであり、実施機関は、授乳行為を親権又は監護権を有しているか否かによって区別して扱うわけではないことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないと説明している。

実施機関においては、児童虐待、子育て支援、男女共同参画等の業務を所管しており、その業務の目的を勘案すると、授乳行為を親権又は監護権を有しているか否かによって区別する必要性は認められず、上記の説明には合理性が認められる。

また、開示請求の趣旨を広義に解釈し、仮に「親権・監護権を行使する上での」という限定がなかった場合であっても、該当する文書が存在しないかどうかについて実施機関に説明を求めたところ、保有する文書を探索したが存在しなかったとのことである。

もとより、授乳は、親が乳幼児の世話をする場合、当然に必要とされる行為であり、殊更このことが明記された行政文書が作成又は取得されていないとしても、必ずしも不自然とはいえない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- | | | | | |
|-------------|-------------|----------|------------|----|
| ① 開 示 請 求 | 平成 25 年 | 1 月 27 日 | | |
| ② 決 定 | 平成 25 年 | 1 月 30 日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 異 議 申 立 て | 平成 25 年 | 2 月 3 日 | | |
| ④ 諮 問 | 平成 25 年 | 2 月 12 日 | | |
| ⑤ 経 過 | 平成 27 年 1 月 | 1 月 18 日 | 第 189 回審査会 | 審議 |
| | 平成 27 年 1 月 | 2 月 16 日 | 第 190 回審査会 | 審議 |
| | 平成 28 年 | 1 月 13 日 | 第 191 回審査会 | 審議 |
| | 平成 28 年 | 2 月 23 日 | 第 192 回審査会 | 審議 |